別表Ⅱに次のように加える。

| | |
|---|---|
| 188　自己拡張型人工生体弁システム | 3,670,000円 |
| 189　ヒト骨格筋由来細胞シート | |
| (1)　採取・維代培養キット | 6,360,000円 |
| (2)　回収・調整キット | 1,680,000円 |

別表Ⅵに次のように加える。

| | |
|---|---|
| 059　ファイバーポスト　支台築造用 | 1本　892円 |

**○厚生労働省告示第四百八十四号**

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月一日から適用する。

平成二十七年十二月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第三に次の六号を加える。

六十三　自己心膜及び弁形成リングを用いた僧帽弁置換術　僧帽弁閉鎖不全症（感染性心内膜炎により僧帽弁両尖が破壊されているもの又は僧帽弁形成術を実施した日から起算して六ヶ月以上経過した患者（再手術の適応が認められる患者に限る。）に係るものに限る。）

六十四　骨髄由来間葉系細胞による顎骨再生療法　腫瘍、顎骨骨髄炎、外傷等の疾患による広範囲の顎骨又は歯槽骨欠損（上顎にあっては連続した三分の一顎程度以上の顎骨欠損又は上顎洞若しくは鼻腔への交通が認められる顎骨欠損に限り、下顎にあっては連続した三分の一顎程度以上の歯槽骨欠損又は下顎区域切除以上の顎骨欠損に限り、歯槽骨欠損にあっては歯周疾患及び加齢による骨吸収を除く。）

六十五　テモゾロミド用量強化療法　膠芽腫（初発時の初期治療後に再発又は増悪したものに限る。）

六十六　ハイパードライヒト乾燥羊膜を用いた外科的再建術　再発翼状片（増殖組織が角膜輪部を超えるものに限る。）

六十七　多血小板血漿を用いた難治性皮膚潰瘍の治療　褥瘡又は難治性皮膚潰瘍（美容等に係るものを除く。）

六十八　ｍＦＯＬＦＯＸ６及びパクリタキセル腹腔内投与の併用療法　胃がん（腺がん及び腹膜播種であると確認されたものであって、抗悪性腫瘍剤の経口投与では治療が困難なものに限る。）

**○中央労働委員会告示第三号**

行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十八日

中央労働委員会会長　諏訪　康雄

表の独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の項の駐留軍等労働者労務管理機構の項中「企画調整課長　庶務課長」を「総務課長」に、「業務企画課長」を「労務企画課長」に改め、同表の独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の項の駐留軍等労働者労務管理機構支部の項中「　総務課長」及び「（沖縄支部に置くものを除く。）」を削る。

**○農林水産省告示第二千七百八十八号**

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第二十八条第一項の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格を次のように定めたので、同法第六条第二項（同法第九条第四項、第十一条第六項、第十二条第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

平成二十七年十二月二十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

| | |
|---|---|
| 一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格 | 一、〇〇〇キログラムにつき四八、四二〇円 |
| 適用期間 | 平成二十八年一月一日から三月三十一日まで |
| 二　農林水産大臣の定める額 | 零 |
| 適用期間 | 平成二十八年一月一日から三月三十一日まで |
| 三　異性化糖標準価格 | 一、〇〇〇キログラムにつき一一六、一一一円（うち消費税額及び地方消費税額分　八、六〇一円） |
| 適用期間 | 平成二十八年一月一日から三月三十一日まで |
| 四　異性化糖平均供給価格 | 一、〇〇〇キログラムにつき一三四、三五二円（うち消費税額及び地方消費税額分　九、九五二円） |
| 適用期間 | 平成二十八年一月一日から三月三十一日まで |
| 五　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格 | 一、〇〇〇キログラムにつき六五、四八〇円 |
| 適用期間 | 平成二十八年一月一日から三月三十一日まで |

**○農林水産省告示第二千七百八十九号**

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十七年十二月二十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十七年十二月十八日　第九十九号

二　登録認定機関の名称及び住所

一般財団法人日本きのこ研究所　群馬県桐生市平井町八番一号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

生産情報公表農産物

四　登録認定機関が認定を行う区域及び事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内

(2)　認定を行う事業所の所在地

群馬県桐生市平井町八番一号

**○国土交通省告示第千二百六十三号**

那覇空港の施設に変更を加えたいので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第三十八条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二十八日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　森山　**裕**

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　空港の名称及び位置　那覇空港　沖縄県那覇市

三　変更しようとする事項（変更前の事項については、平成十三年国土交通省告示第八百六十七号、平成二十四年国土交通省告示第千三百六十七号及び平成二十六年国土交通省告示第七号を参照）

イ　空港の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ　空港の総面積　三百三十万四千九十六平方メートル

ハ　エプロン

面積　四十九万四千六百三十六平方メートル

四　変更しようとする事項に係る施設の供用開始の予定期日　平成三十年三月三十一日

（注）空港の範囲を示す詳細図を大阪航空局那覇空港事務所において縦覧に供する。